

平成31年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

平成30年12月
厚生労働省



○ **ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充**〔所得税、個人住民税〕(P5)

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

《検討事項》

子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

○ **児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金に係る非課税措置の創設**〔所得税、個人住民税〕(P6)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税措置を講ずる。

* ○ **子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税〕(P7)

子ども・子育て支援法の一部改正により新たに支給されることとなる子育てのための施設等利用給付(仮称)について次の措置を講ずるとともに、見直し後の同法の子どものための教育・保育給付並びに児童福祉法の障害児通所給付費、特例障害児通所給付費について引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

健康・医療

○ **地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度(医療機器に係る特別償却の拡充・見直し)**

〔所得税、法人税〕(P8)

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

○ **障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入要件)の見直し**〔法人税、法人住民税 等〕(P9)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定要件である、「社会保険診療収入等」が全収入の8割を超えることについて、「社会保険診療収入等」に社会保険診療収入、介護保険収入等に加え、障害福祉サービス収入を追加する。

○ **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う所要の措置**〔事業税〕(P10)

薬剤師業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)等の規定を踏まえ、薬剤師が行うこととされている業務を整理する。

＊ ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕(P11)

- ① 総額型について、研究開発投資の増加の一層の拡大を促す観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業（設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの）の控除上限を40%に引き上げる。
- ② 試験研究費割合10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長する。また、試験研究費割合10%超の場合に、その割合に応じて総額型の控除率を上乗せする措置（2年間の時限措置）を創設する。
- ③ オープンイノベーション型について、以下の見直しを行う。
 - ・ 中小企業者以外の民間企業に対する委託研究であって、一定の要件（※）に該当するものを対象に追加する。
※ 委託に基づき行う業務が受託者においても試験研究に該当するとともに、当該試験研究が基礎研究又は応用研究に該当するか、受託者の知的財産等を利用するものであること 等
 - ・ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究について、控除率を25%に引き上げる。
 - ・ 控除上限を10%に引き上げる。
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を追加する。

＜検討事項＞

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕(P12)

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕(P12)

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

医療保険

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕(P13)

- ① 国民健康保険税の基礎課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

※ 上記のほか、国民健康保険団体連合会において、診療報酬等の審査支払業務等について、当該業務の更なる高度化等に必要な原資を実費弁償の範囲内で積み立てた場合、法人税法上の収益事業に該当しない運用を検討する。

介護・社会福祉

- * ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長〔不動産取得税、固定資産税〕(P14)
サービス付き高齢者向け住宅を取得した場合の固定資産税の税額の減額措置並びに不動産取得税の税額の特例措置及び課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。
- 療育手帳の交付事務に係る地方分権改革提案による権限の移譲に伴う所要の措置〔所得税、個人住民税〕(P15)
中核市の長から療育手帳の交付を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加えるとともに、当該療育手帳を障害者等確認書類等の範囲に加える。

雇用

- マイナンバーの利用に関する「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書(勤務先異動申告書)」提出手続の簡素化〔所得税、個人住民税〕(P16)
財産形成住宅(年金)貯蓄利用者の利便性向上を図るために必要な措置を講ずる。
- 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長〔不動産取得税、固定資産税〕(P17)
心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。
- 教育訓練給付の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税 等〕(P18)
雇用保険法の教育訓練給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

年金

- 年金受給者の扶養親族等申告書の取扱いに係る所要の措置〔所得税、個人住民税 等〕(P19)
年金受給者が扶養親族等申告書を提出しなかった場合にも、源泉徴収税額計算の際の税率を5%(現行:10%)とし、年金受給者本人分の公的年金等控除・基礎控除を適用する等の措置を講じる。

生活衛生

- 理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕(P20)
理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために履修する修得者課程について、法人税・事業税等の非課税措置を創設する。

- **生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔法人税〕(P21)
生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設**〔相続税、贈与税〕(P22)
個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。
- * ○ **生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減**〔法人税、法人住民税、事業税〕(P23)
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。
- * ○ **中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長**〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕(P24)
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%(資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%)の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長**
〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕(P25)
機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長**〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕(P26)
商業・サービス業を営む中小企業等が、経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

その他

- * ○ **避難解除区域等に係る特例措置(福島再開投資等準備金)の適用期間の延長等**
〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P27)
避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の適用期間を避難指示解除後7年まで延長する。

ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充

1. 大綱の概要

- ・ 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。
- ・ <検討事項> 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

2. 制度の内容

- ・ 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

（注1）上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。

（注2）上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（注3）上記の改正は、平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 大綱の概要

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業では、社会的養護経験者に対し、その自立支援を促進するため、就職や進学をする際に、家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っている。
- この貸付金制度では、以下の場合に**返済免除**となる。
家賃貸付・生活費貸付：5年間の就業継続
資格取得貸付：2年間の就業継続
- この際に生じる**債務免除益**については、現行税制において、その全額が所得税法上、返済免除の行われた年度の一時所得として課税対象になることから、社会的養護経験者に**大きな税負担が生じ、本事業の趣旨である自立支援の妨げとなる。**
- そのため、「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業における**債務免除益**について、**非課税措置を講じる。**

子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、個人住民税等) (内閣府・文部科学省と共同要望)

1. 大綱の概要

子ども・子育て支援法の一部改正により新たに支給されることとなる子育てのための施設等利用給付（仮称）について次の措置を講ずるとともに、見直し後の同法の子どものための教育・保育給付並びに児童福祉法の障害児通所給付費、特例障害児通所給付費について引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

2. 制度の内容

- 「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」において、3歳から5歳まで（0歳から2歳児については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。
- 現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
- 幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。

1. 大綱の概要

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

2. 制度の内容

①医師及び医療従事者の働き方改革の推進【拡充】

○「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応し、地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】取得価格の15%

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進【拡充】

○地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却をできることとする。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】取得価格の8%

③医療用機器の効率的な配置の促進【延長】

○医療用機器の特別償却について、配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（CT、MRI）の配置効率化等を促す仕組みを講じた上で、期限を2年延長する。

【特別償却割合】取得価格の12%

障害福祉サービスに係る、社会医療法人等の認定要件（収入要件）の見直し

（法人税、法人事業税等）

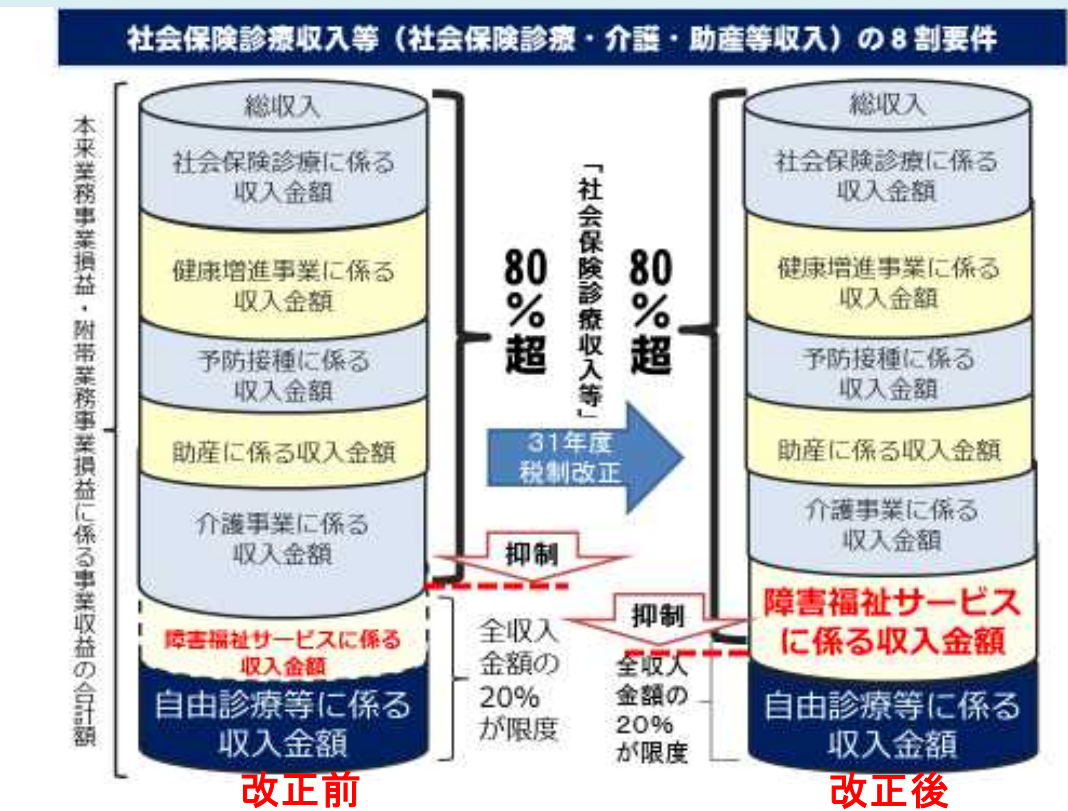
1. 大綱の概要

- 関係法令の改正により社会医療法人制度における認定要件について見直しが行われた後も、その見直し後の**社会医療法人**を引き続き公益法人等とし、非課税等の特例措置を受けられることとする。
- **特定の医療法人**の法人税率の特例について、承認要件の見直しを講ずる。
- 関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件の見直しが行われた後も、その見直し後の**認定医療法人**について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する。

2. 制度の内容

- ◇ **社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人**（以下「社会医療法人等」という。）は、各種の税制上の措置を受けることから、公的な運営を行うことが義務づけられている。
- ◇ その認定要件の一つとして、社会医療法人等は、**「社会保険診療収入等」の事業収入が、全収入金額の100分の80を超えなければならない。**

- 「社会保険診療収入等」の内容に新たに障害者総合支援法及び児童福祉法に定める**障害福祉サービスの給付**を加える。
（平成31年3月改正予定）



1. 大綱の概要

個人の事業税に係る課税客体の認定上、薬剤師が薬局において販売した場合に薬剤師業とされる医薬品の範囲について、要指導医薬品がその対象となることを明確化する。

2. 要望内容

薬剤師業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等の規定を踏まえ、薬剤師が行うこととされている業務を整理する。

第3章 事業税

第1節 通則

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) ～ (12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。
(法72の2⑩Ⅲ)

ア 薬剤師が薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。以下（13）において同じ。）において調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項又は第2項に規定する毒薬又は劇薬

(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の7第1項第1号に規定する第一類医薬品

(ウ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第3条に規定する薬局製造販売医薬品

(エ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号で規定する要指導医薬品（追加）

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長・拡充

（所得税、法人税、法人住民税）

1. 大綱の概要

研究開発税制について、次の見直しを行う。

2. 見直しの内容

【控除額】

- 法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度
- **法人税額の最大40%→最大45%（スタートアップベンチャーは最大60%）**

【控除上限】

【A'】 上乗せ措置 (時限措置)

- ① **総額型の控除上限の上乗せ措置を2年間延長**
- (※) 売上高に対する試験研究費割合が10%を超える場合、控除上限を最大10%上乗せできる仕組み
- ② **高水準型を総額型に統合（Aの②を参照）**

(総額型の控除上限の上乗せ措置)
・上乗せできる割合 = (試験研究費割合 - 10) × 2

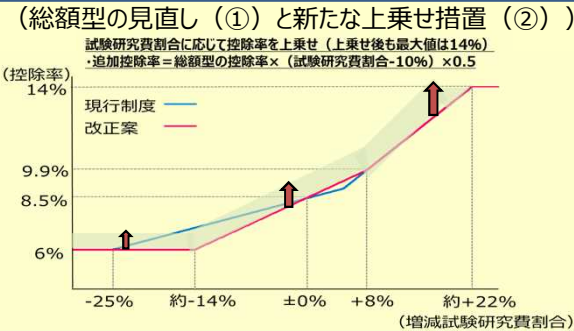
試験研究費割合	11%	12%	13%	14%	15%
上乗せ分	2%	4%	6%	8%	10%

A' : 10%
(上乗せ)

本体（恒久措置）

【A 総額型】控除額 = 試験研究費の総額 × 6 ~ 14%

- ① **控除率について、試験研究費の増加インセンティブを強化**
- ② **試験研究費割合が10%を超える企業について、控除率を上乗せする仕組みの創設**
- ③ **スタートアップベンチャー企業（※）について、控除上限を40%（現行25%）に引上げ**
- (※) 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの



A : 25%
(40%)

【B オープンイノベーション型】控除額 = 特別試験研究費の額 × 20 ~ 30%

- ① **大企業に対する委託研究（※）を対象に追加（控除率20%）**
- ② **研究開発型ベンチャー企業との共同・委託研究について、控除率を25%（現行20%）に引上げ**
- ③ **控除上限を10%（現行5%）に引上げ**
- ④ 薬機法改正を前提に、**特定用途医薬品等**に関する試験研究を**対象に追加**
- ⑤ **大学等との共同研究**について、研究開発の**プロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用**を明確化

- (※) 大企業への委託研究の要件
 - イ. 委託に基づき行う業務が、**受託者において試験研究に該当**すること
 - ロ. 委任契約等において、成果を委託法人が取得することとしていること
 - ハ. **委託する試験研究が基礎研究又は応用研究に該当**するか、**受託者の知的財産等を利用するものであること**
 - ニ. 委任契約等において、試験研究の類型等一定の事項が定められていること

B : 5% → 10%

1. 大綱の概要

＜検討事項＞
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 現行制度

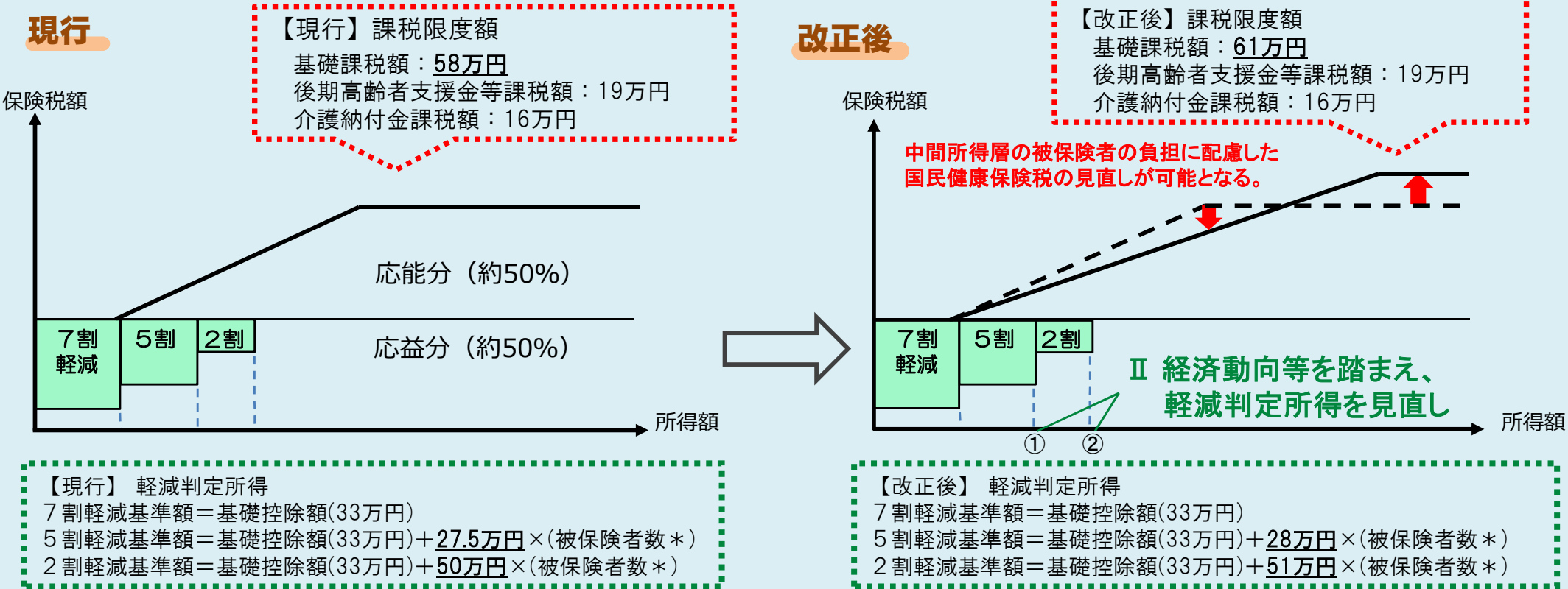
社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.4% (約4.9%)	4.6% (約6.6%)	
	普通法人	3.4% (約4.9%)	5.1% (約7.3%)	6.7% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の43.2%）を合算した税率

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

1. 大綱の概要

【不動産取得税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。

【固定資産税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

固定資産税

適用期限
平成33年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間、税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減
(一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)を導入

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

不動産取得税

適用期限
平成33年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸(一般新築特例と同じ)

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除(一般新築特例と同じ)

ア: 4万5,000円(150万円×3%)

イ: 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

1. 大綱の概要

中核市の長から療育手帳の交付を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加えるとともに、当該療育手帳を障害者等確認書類等の範囲に加える。

2. 背景

- 知的障害者に対して交付される療育手帳については、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）に基づき、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。
- 次官通知では、療育手帳の判定は児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うものと定められている。
- 平成16年の児童福祉法改正により、これまで都道府県及び指定都市に設置義務のあった児童相談所について、中核市においても設置できるようになった。これに伴い、児童相談所を設置する中核市では療育手帳の判定を行うことが可能となるが、交付事務を行うのは都道府県又は指定都市となっている。
- こうした状況に対し、平成30年度地方分権改革提案において、児童相談所を設置する中核市においても療育手帳を交付することができることを明確化するよう次官通知の見直しを求める提案が自治体からなされている。
- 次官通知の見直しに当たって、中核市の長から療育手帳の交付がなされた場合でも手帳取得者の税制上の措置の適用が変わらないよう、所要の改正を行う必要がある。

マイナンバーの利用に関する「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）」提出手続の簡素化

（所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

- 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、その者の賃金の支払者、勤務先、事務代行先の名称又は所在地の変更があった場合等に提出する財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書（以下「申告書等」という。）には、当該申告書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書等の提出を受けた者は、当該申告書等にその提出した者の個人番号を付記するものとする。

2. 制度の内容

- 現状では、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、氏名と住所を変更する場合に提出する財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書（以下「申告書」という。）には、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した者が当該申告書にその提出した者の個人番号を付記するものとされているが、氏名と住所以外の変更をする場合に提出する申告書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書（以下「申告書等」という。）には、その提出した者の個人番号の記載を要することとされている。
- 今回の措置は、現状の氏名と住所の変更の場合だけではなく、その者の賃金の支払者、勤務先、事務代行先の名称又は所在地の変更があった場合等に提出する申告書等においても、当該申告書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書等を受理した者が当該申告書等にその提出した者の個人番号を付記するものとするもの。

心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

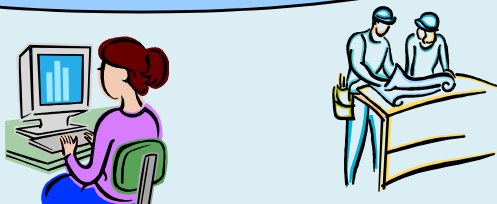
(不動産取得税、固定資産税)

1. 大綱の概要

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

障害者を多数雇用する事業所



要件

- ①障害者雇用割合が50%以上かつ障害者を20人以上雇用（※1）
- ②「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

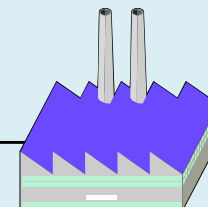
（①は公共職業安定所長が発行する証明が必要）

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の「重度障害者多数雇用施設設置等助成金」及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の「中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金」をいう。

減
税
特
例

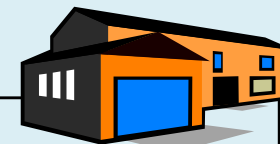
不動産取得税



平成33年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設

▶ 当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額

固定資産税



平成33年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）

▶ 課税標準となるべき価額の1/6に心身障害者の雇用割合及び税率を乗じた額を減額

1. 大綱の概要

雇用保険法の教育訓練給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 雇用保険制度の教育訓練給付については、人づくり革命基本構想（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）等において「専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。また、一般教育訓練給付については対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する」こととされており、現在、職業安定分科会雇用保険部会、人材開発分科会で検討を進めている。
- 雇用保険制度の教育訓練給付を含めた失業等給付は、全て非課税となっているが、当該検討の結果、教育訓練給付を見直す場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

1. 大綱の概要

- 公的年金等の源泉徴収について、次の見直しを行う
 - ①扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、その提出の際に経由すべき公的年金等の支払者が支払う公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額(その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額)にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算する。
※上記の最低保障額は、9万円(65歳以上の場合は13.5万円)とする
 - ②その他所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 毎年、日本年金機構等の年金支払者から所得税課税対象となる年金受給者へ扶養親族等申告書を送付し、多くの年金受給者に扶養親族等に係る申告を行っていただいている。
- 現行の所得税法では、扶養親族等申告書を提出しなかった場合、①提出した場合と比して税率が2倍(10%)となり、②本人分の公的年金等控除・基礎控除までも適用されなくなることから、源泉徴収税額が提出した場合に比して10倍以上になるケースもある等、年金受給者の生活に大きな影響を与えている。
- また、高齢の年金受給者において、独居の方、認知能力の低下している方、体が不自由な方が増えており、扶養親族等申告書に関する適切な対応が難しい方が今後とも増えていくことが見込まれる。
- こうしたことから、年金受給者については扶養親族等申告書を提出しなかった場合も①源泉徴収税額計算を行う際の税率を5%(現行：10%)とし、②本人分の公的年金等控除・基礎控除が適用されること等の措置を講ずる。
※平成31年分の扶養親族等申告書(平成30年秋送付)が未提出の場合、現行の所得税法の規定が適用される。

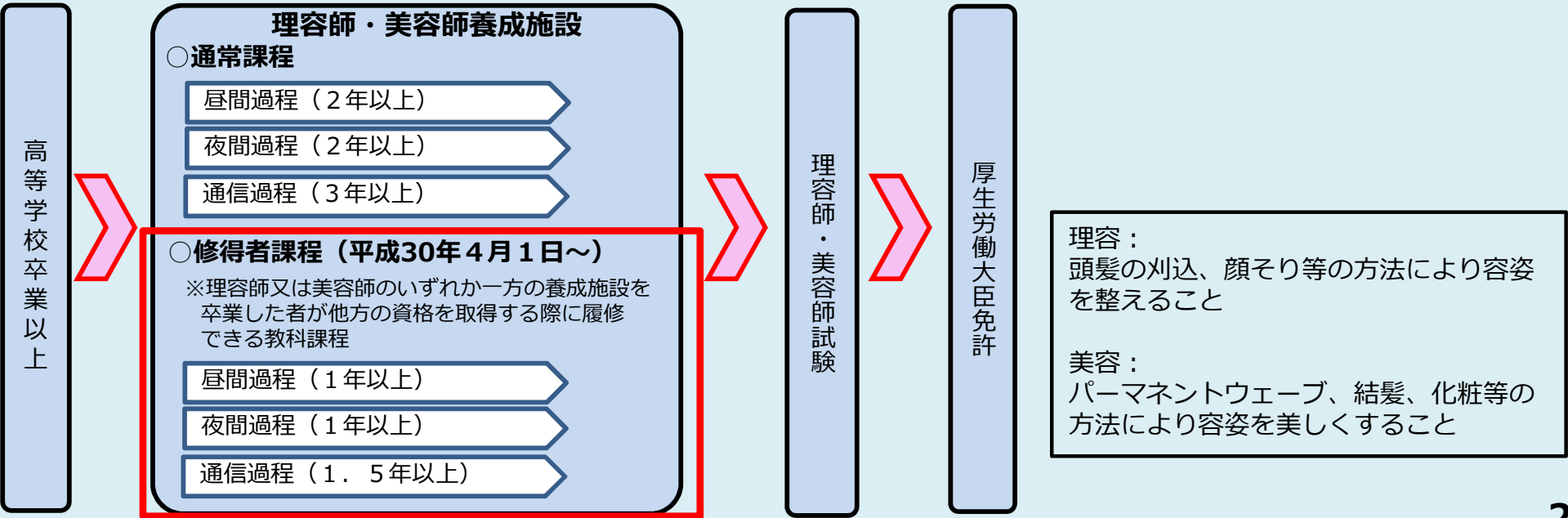
1. 大綱の概要

公益法人等が行う収益事業以外の事業に対する法人税・事業税等の非課税措置について、理容師・美容師養成施設の修得者課程による技芸の教授を加える。

2. 制度の内容

- 平成29年3月、理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正を行い、平成30年4月から、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格の養成課程を履修する場合に、修業期間を短縮する修得者課程を設けることができることとされた。
- 現在、通常課程での技芸の教授は、非収益事業として法人税・事業税等が非課税であり、新設された修得者課程についても、法人税・事業税等の非課税措置を講ずる。

理容師・美容師の資格取得の流れ



1. 大綱の概要

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却（取得価格要件：200万円以上）ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設（美容・すし等）
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備



（美容等研修施設）



（クリーニング共同工場）

1. 大綱の概要

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

2. 制度の内容

- ・ 相続時・生前贈与時いずれにおいても、事業用の土地※、建物※、その他の一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する。

※土地は面積400㎡までの部分、建物は床面積800㎡までの部分に限る。

- ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する。
- ・ 相続前3年以内に事業の用に供された宅地等は、小規模宅地特例の対象から除外する（ただし事業実態がある場合は適用可）。

<個人事業者の意義>

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

事業の持続的な発展

(小規模基本法第3条)

<目的実現のための施策>

(小規模基本法第16条)

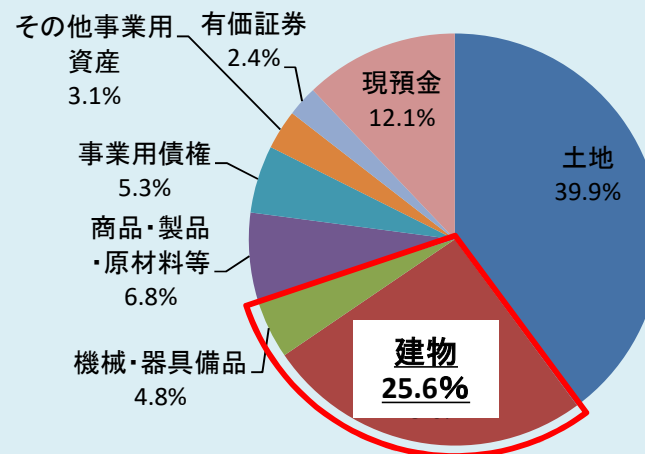
事業承継
の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の
承継に伴う相続税負担の軽減が必要

<施策の必要性>

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



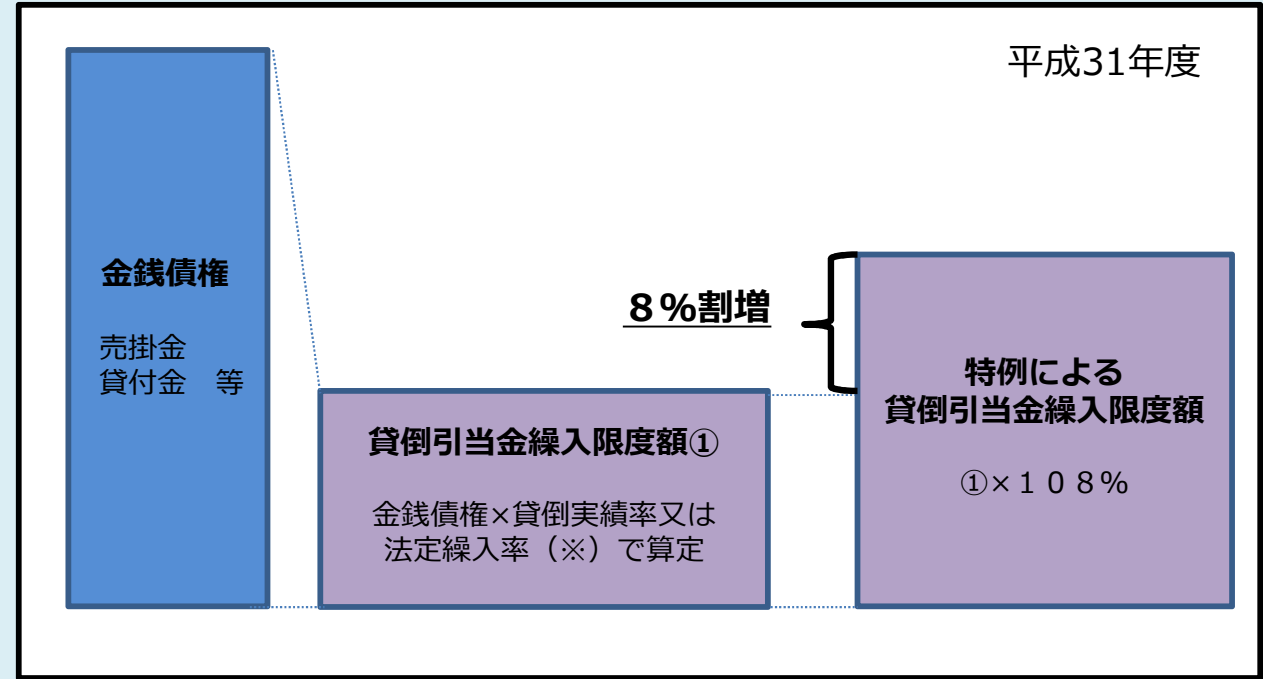
【出典】中小企業庁委託
「中小企業における事業
承継に関するアンケート・
ヒアリング調査」を再
編加工。

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率（10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率）による割増しを認める経過措置を講ずる。



（※）法定繰入率
貸倒実績率を用いず、業種ごとに
に応じた数値を活用して引当金を
算定する。資本金1億円以下の中
小企業及び事業協同組合等が適用
を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10／1000
製造業	8／1000
金融・保険業	3／1000
割賦販売小売業	13／1000
その他	6／1000

中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除

(中小企業経営強化税制) の延長

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業・小規模事業者が、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備等の経営改善設備を取得した場合、即時償却又は税額控除（7%）を受けることができる。

なお、働き方改革に資する設備も対象とする。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

1. 大綱の概要

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置について、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア等を取得した場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%）を受けることができる。

対象者	・ 中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数 1 0 0 0 人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	3 0 %特別償却	又は 7 %税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	3 0 %特別償却	

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長

（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

1. 大綱の概要

商業・サービス業を営む中小企業等が、経営改善指導に基づき経営改善設備を取得した場合等に、特別償却又は税額控除をすることができる措置について、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める。

（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

1台60万円以上の建物附属設備（空調施設、喫煙専用室、店舗内装等）

1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大

照明設備（ダウンライト）



シャンプー台設備

理容椅子

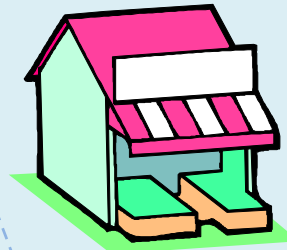
喫煙専用室の設置



冷蔵オープンショーケース



中小商業・サービス業



相談

経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会
商工会議所
商工会
商店街振興組合連合会
生活衛生同業組合
都道府県生活衛生営業指導センター 等

経営改善指導等に基づく設備投資

経営改善指導等

売上高又は営業利益
2%以上の伸び

税制措置

（特別償却30%又は税額控除7%）

避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の適用期間の延長等

（所得税、法人税等）

1. 大綱の概要

避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の適用期間を
避難指示解除後7年まで延長する。

2. 制度の内容

避難解除区域等※における、被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して講じられている、以下の特例措置の適用期間を
避難指示解除後7年まで延長（旧緊急時避難準備区域を除く）。

- ①機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ②避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除

※ 避難解除区域等：

旧緊急時避難準備区域 、避難解除区域 、避難指示解除準備区域 、
居住制限区域 、認定特定復興再生拠点区域 、

特例対象	特例内容	改正前	改正後
①被災事業者又は新規事業者が、機械等を取得した場合	・機械及び装置： 即時償却又は取得価額の15%を税額控除 ・建物等： 取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除	解除後 5年 までに 手続き	解除後 7年 までに 手続き
②被災事業者又は新規事業者が、避難対象雇用者等を雇用した場合	・給与等支給額の20%を5年間税額控除（税額の20%を限度）	解除後 3年 までに 手続き	解除後 7年 までに 手続き

